

鋼船規則

M 編

溶接

規則

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 12 月 19 日 規則 第 76 号

2014 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 9 月 16 日 理事会 承認

2014 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

2014 年 12 月 19 日 規則 第 76 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

M 編 溶接

2 章 溶接工事

2.2 施工計画

2.2.2 溶接施工方法及びその施工要領

-2.を次のように改める。

-2. 前-1.に規定する施工要領を記載した溶接施工要領書は, 少なくとも次に掲げる事項を含まなければならない。

((1)から(8)は省略)

(9) 適用対象部材(4.2.7-7.において, 脆性破壊試験の実施及び脆性破壊試験に関する技術資料の提出を省略する場合に限る。)

(~~9~~10) その他当該溶接施工方法に必要な事項

4 章 溶接施工方法及びその施工要領

4.2 突合せ溶接継手試験

4.2.7 衝撃試験

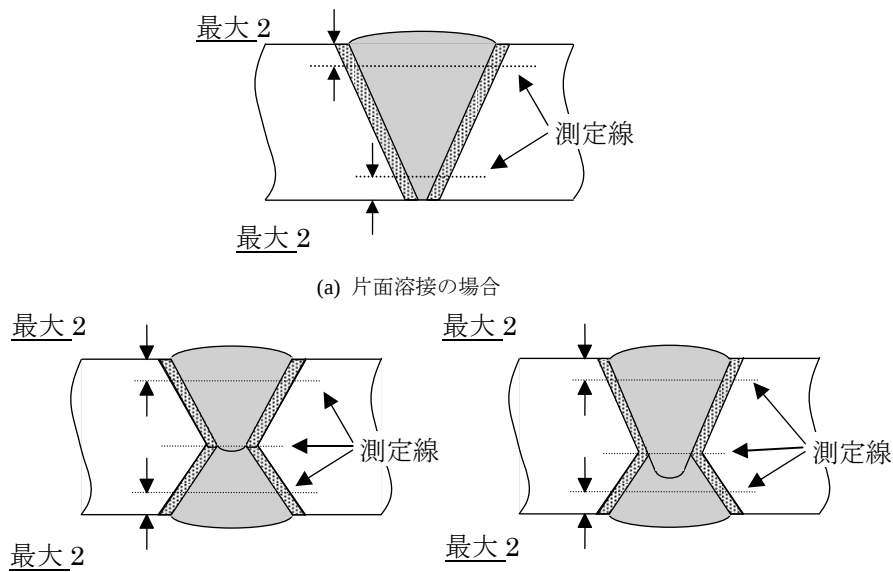
-7.を次のように改める。

-7. 最大承認板厚が 50mm を超え 70mm 以下の場合には、衝撃試験に加え、*CTOD* 試験又はディープノッチ試験（以下、脆性破壊試験という。）の実施、または脆性破壊試験に関する技術資料の提出を要求することがある。~~また、~~最大承認板厚が 70mm を超える場合には、衝撃試験に加え、脆性破壊試験を実施するか、または脆性破壊試験に関する技術資料を提出すること。なお、脆性破壊試験は、最大承認板厚で実施するものとする。ただし、本会が適当と認める場合にあつては、脆性破壊試験の実施及び脆性破壊試験に関する技術資料の提出を省略することができる。

4.2.9 硬さ試験

図 M4.5 を次のように改める。

図 M4.5 硬さ試験の測定位置（単位 mm ）



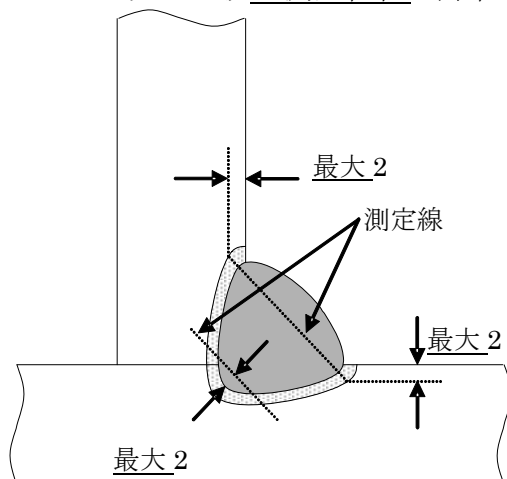
（備考）

- (1) 測定線に沿って溶接金属、溶接熱影響部（両側）及び母材（両側）の各部で少なくとも3箇所ずつ測定する。
- (2) 測定間隔は境界部を基準に 1mm とする。
- (3) ~~測定荷重はピッカース 10kg とする。試験力は 98.07N とする。~~
- (4) *KE47* 鋼については板厚中央の測定線を追加すること。

4.3.6 硬さ試験

図 M4.7 を次のように改める。

図 M4.7 硬さ試験の測定位置 (単位 mm)



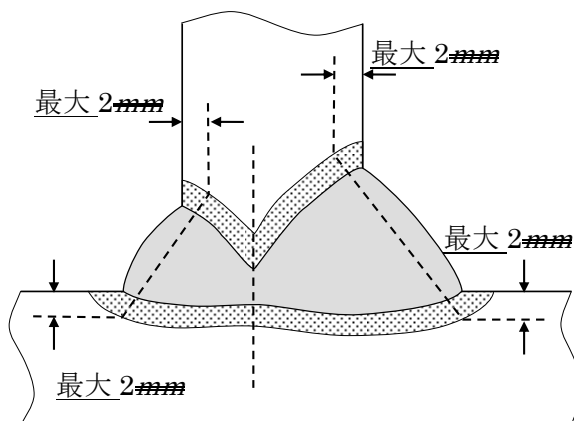
(備考)

- (1) 測定線に沿って溶接金属、溶接熱影響部（両側）及び母材（両側）の各所で少なくとも3箇所ずつ測定する。
- (2) 測定間隔は境界部を基準に $1mm$ とする。
- (3) ~~測定荷重はピッカース 10kg とする。試験力は $98.07N$ とする。~~

4.4.6 硬さ試験

図 M4.9 を次のように改める。

図 M4.9 硬さ試験の測定位置 (単位 mm)



(備考)

- (1) 測定線に沿って溶接金属、溶接熱影響部（両側）及び母材（両側）の各所で少なくとも3箇所ずつ測定する。
- (2) 測定間隔は境界部を基準に $1mm$ とする。
- (3) ~~測定荷重はピッカース 10kg とする。試験力は $98.07N$ とする。~~

附 則

1. この規則は、2014 年 12 月 19 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあった溶接施工方法については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

M 編

溶接

要
領

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 12 月 19 日 達 第 64 号

2014 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 12 月 19 日 達 第 64 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

M 編 溶接

M4 溶接施工方法及びその施工要領

M4.2 突合せ溶接継手試験

M4.2.7 を次のように改める。

M4.2.7 衝撃試験

-1. 規則 M 編表 M4.7 備考(1)の適用上、「本会が適当と認める衝撃試験規格値」とは、次をいう。

(1) 試験材の厚さが 50mm を超え 70mm 以下の場合には、表 M4.2.7-1.の値。

(2) 試験材の厚さが 70mm を超える場合には、本会が適当と認める値。

-2. 規則 M 編 4.2.7-7.にいう「本会が適当と認める場合」とは、考慮する溶接施工方法の適用対象部材が、例えば機関台、スタンプレーム、クレーンポスト等の脆性破壊の危険性が低いと考えられる部材の場合をいう。

附 則

1. この達は、2014 年 12 月 19 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあった溶接施工方法については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。